第2章 人権を取り巻く状況

1 国際社会における取組み

20世紀における二度の世界大戦の反省から、1948年(昭和23年)第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」として「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と全世界に表明しました。

以後、「世界人権宣言」の理念は、1965年(昭和40年)*「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、1966年(昭和41年)*「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)、*「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)、1979年(昭和54年)*「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)、1989年(平成元年)*「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)、2006年(平成18年)「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)などの採択や、1968年(昭和43年)「国際人権年」をはじめとする様々な国際年の設定を通して、実現が図られてきました。

1993年(平成5年)には、オーストリアのウィーンにおいて世界人権会議が開催され、*「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。翌 1994年(平成6年)の第 49 回国連総会はこうした経過を踏まえ、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995年(平成7年)から 2004年(平成 16年)までの 10年間を「人権教育のための国連 10年」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての行動計画が示されました。

また、人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が、1993年 (平成5年)に創設され、2006年(平成18年)には、国連総会の下部組織として「人権 理事会」が設立されました。

さらに、人権教育のための国連 10 年の取組みの継続を目的として、2004 年(平成 16 年)に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、効果的な人権教育を継続して実施していくため、2005 年(平成 17 年)から重点領域を定めた行動計画「人権教育のための世界計画」が策定されています。

2 我が国における取組み

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組みを進めてきました。「人権教育のための国連 10 年」が決議されたことを受けて、1997年(平成9年)に「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を策定しました。

1996年(平成8年)の*地域改善対策協議会意見具申では、「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力のもとに、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である 21 世紀に向けた我が国の枢要な責務というべきである。」と述べています。また、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」とし、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとしました。この意見具申で指摘された事項に関して、今後の具体的な方策を検討するために、1997年(平成9年)「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。

1999年(平成 11年)人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を行い、2000年(平成 12年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が規定され、2002年(平成 14年)3月に、同法に基づく国の基本計画が示されました。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年(平成 12年))「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(2001年(平成 13年))、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(2006年(平成 18年))、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(2012年(平成 24年))、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(2016年(平成 28年))、*「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(2016年(平成 28年))、*「部落差別の解消の推進に関する法律」(2016年(平成 28年))などの法律が整備されています。

3 本県における取組み

本県は、県政運営を総合的かつ計画的に実施するため、1997 年(平成9年)に*「ふくおか新世紀計画」を策定しました。同計画では、「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題でもあるとともに、豊かな県民生活を実現するための重要な課題」との認識のもとに、「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、差別や偏見の解消を図る。」こととしました。

また、国の「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を踏まえ、1998年(平成 10 年)に「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」を策定しました。この計画の理念である人権という普遍的な文化を構築するため、それまでの同和教育や啓発活動の成果と手法への評価を踏まえ、人権教育・啓発を進めてきました。

2004年(平成 16年)に県行動計画が終了することから、その趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、2003年(平成 15年)に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しました。この基本指針に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通した人権教育・啓発を推進しています。

さらに、*「福岡県青少年健全育成総合計画」(2013年度(平成25年度)~2017年度(平成29年度))や*「福岡県高齢者保健福祉計画(第7次)」(2015年度(平成27年度)~2017年度(平成29年度))、*「福岡県障害者福祉計画(第3期)」(2015年度(平成27年度)~2017年度(平成29年度))、*「第4次福岡県男女共同参画計画」(2016年度(平成28年度)~2020年度(平成32年度))、*「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」(2015年度(平成27年度)~2019年度(平成31年度))、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」(2016年度(平成28年度)~2020(平成32年度))などの個別計画においても、人権問題解決のための取組みを進めています。

2017年(平成29年)には、「福岡県総合計画」を新たに策定し、人権が尊重され、誰もが心豊かに暮らすことができる社会づくりを目指して、様々な施策を推進しています。また、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネットによる人権侵害など新たに

顕在化した問題についても、教育・啓発に取り組んでいます。